平成28年11月8日付け ホ自給号 平成28年11月8日付け28農畜機第3970号承認 平成29年5月24日付け ホ粗緊事 No.028号 平成29年5月24日付け29農畜機第1179号承認 平成29年10月27日付け ホ粗緊事 No.036号 平成29年10月27日付け29農畜機第4024号承認

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号 (以下「平成28年台風第7号等」という。)並びに平成29年台風第18号 (以下これらを総称して「対象災害」という。)の影響により牧草やデントコーン等 (以下「自給飼料」という。)が倒伏する被害及び収穫後に保管していた自給飼料が水濡れや流失する被害 (以下「倒伏等の被害」という。)並びに播種済みの秋まき牧草の種子や表土が流出する等の被害 (以下「表土流出等の被害」という。)が発生した。このため、平成28年産 (平成28年1月から平成28年12月に作付又は収穫したもの)及び平成29年産 (平成29年1月から平成29年12月に作付又は収穫予定のもの)の自給飼料の品質や収量が十分確保できず、被災地域における生乳生産や肉用牛の生育に悪影響を及ぼすことが懸念される。

このため、ホクレン農業協同組合連合会(以下「ホクレン」という。) は、被災した畜産経営体の営農継続のため、自給飼料を確保する取組 を支援する事業に対し、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱(平成28 年10月7日付け28農畜機第3527号。以下「要綱」という。)に

現行

平成28年11月8日付け ホ自給号 平成28年11月8日付け28農畜機第3970号承認 平成29年5月24日付け ホ粗緊事No.028号 平成29年5月24日付け29農畜機第1179号承認

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号(以下「平成28年台風第7号等」という。)の影響により牧草やデントコーン等(以下「自給飼料」という。)が倒伏する被害及び収穫後に保管していた自給飼料が水濡れや流失する被害(以下「倒伏等の被害」という。)並びに播種済みの秋まき牧草の種子や表土が流出する等の被害(以下「表土流出等の被害」という。)が発生した。このため、平成28年産(平成28年1月から平成28年12月に作付又は収穫したもの)及び平成29年産(平成29年1月から平成29年12月に作付又は収穫予定のもの)の平成28年秋から平成29年夏の牧草収穫前までの間に給与する自給飼料の品質や収量が十分確保できず、被災地域における生乳生産や肉用牛の生育に悪影響を及ぼすことが懸念される。

このため、ホクレン農業協同組合連合会(以下「ホクレン」という。) は、被災した畜産経営体の営農継続のため、自給飼料を確保する取組 を支援する事業に対し、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱(平成28 年10月7日付け28農畜機第3527号。以下「要綱」という。)に

基づき補助することとし、もって酪農・肉用牛の生産基盤の維持に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正 化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施 行令(昭和30年政令第255号)、「畜産業振興事業の実施について」 (平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)及び「畜産業 振興事業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31 日付け25農畜機第5376号)及び要綱に定めるもののほか、この 要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

[略]

- 1 サイレージ品質低下防止対策 サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資 材等を共同購入し、<u>対象災害</u>により自給飼料に被害を受けた畜産 経営体に対し供給する取組
- 2 代替粗飼料の確保対策 第2の1の(3)のアに規定する国産の粗飼料や輸入乾牧草等 を共同購入し、対象災害の被害により自給飼料が不足する畜産経 営体に対し供給する取組

第2 事業の実施

1 事業の要件

現行

基づき補助することとし、もって酪農・肉用牛の生産基盤の維持に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正 化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施 行令(昭和30年政令第255号)、「畜産業振興事業の実施について」 (平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)及び「畜産業 振興事業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31 日付け25農畜機第5376号)及び要綱に定めるもののほか、この 要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

[略]

- 1 サイレージ品質低下防止対策 サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資 材等を共同購入し、<u>平成28年台風第7号等</u>により自給飼料に被 害を受けた畜産経営体に対し供給する取組
- 2 代替粗飼料の確保対策 第2の1の(3)のアに規定する国産の粗飼料や輸入乾牧草等 を共同購入し、<u>平成28年台風第7号等</u>の被害により自給飼料が 不足する畜産経営体に対し供給する取組

第2 事業の実施

1 事業の要件

現行

- (1) [略]
- (2) サイレージ品質低下防止対策 第1の1の取組の補助対象要件は、次のとおりとする。
- ア 補助対象となる発酵促進資材等は、生産者集団等の構成員が作付けし、対象災害による被害を受け、品質低下のおそれがある平成29年産の自給飼料のサイレージの品質低下の抑制に資するものとする。
- イ 補助対象となる購入期間は次のとおりとする。
 - (ア) 平成28年台風第7号等の被害対策平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (イ) 平成29年台風第18号の被害対策平成29年台風第18号の被害を受けた日から平成3 0年3月31日まで
- ウ 補助対象数量は、<u>対象災害</u>により被害を受けた草地等において<u>次の期間</u>に収穫した面積に係る自給飼料の処理に必要な数量を上限とする。
 - (ア) 平成28年台風第7号等の被害対策平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (イ) 平成29年台風第18号の被害対策平成29年台風第18号の被害を受けた日から平成3 0年3月31日まで
- (3) 代替粗飼料の確保対策 第1の2の取組は、生産者集団等の構成員が作付け、収穫

- (1) [略]
- (2) サイレージ品質低下防止対策

第1の1の補助対象となる発酵促進資材等は、平成28年度に生産者集団等の構成員が作付けし、平成28年台風第7号等により表土流出等の被害を受け、品質低下のおそれがある平成29年産の自給飼料のサイレージ品質低下の抑制に資するものであって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに購入したものに限る。なお、発酵促進資材等の補助対象数量は、平成28年台風第7号等により表土流出等の被害を受けた草地等において、平成29年度に収穫した面積に係る自給飼料の処理に必要な数量を上限とする。

(3) 代替粗飼料の確保対策

第1の2の取組は、生産者集団等の構成員が作付け若しく

若しくは購入した自給飼料、又は栽培契約により購入した若しくは購入予定であった国産粗飼料(以下「契約国産粗飼料」という。)のうち、平成28年台風第7号等の被害に係るものにあっては、倒伏等の被害により不足する平成28年産の自給飼料及び生産者集団等の構成員の草地等が表土流出等の被害を受け不足する平成29年産の自給飼料を、平成29年台風第18号の被害に係るものにあっては、倒伏等の被害により不足する自給飼料又は契約国産粗飼料を代替粗飼料により確保する場合であって、補助対象要件は次のとおりとする。

ア [略]

- イ 補助対象となる購入期間は次のとおりとする。
 - (ア) 平成28年台風第7号等の被害対策平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (イ) 平成29年台風第18号の被害対策平成29年台風第18号の被害を受けた日から平成30年3月31日まで
- ウ 補助対象数量は、以下により算出する。
- (ア) 平成28年台風第7号等の被害対策
 - A 代替粗飼料の<u>購入</u>数量 (kg) ×TDN含有率 (%) =代 替粗飼料のTDN含有量 (kg)
 - B 不足自給飼料のTDN含有量(kg)=平成28年産不足自給飼料のTDN含有量(kg)-平成28年度補助対象数量のTDN含有量(kg)+平成29年度不足自給飼料のTDN含有量(kg)

は収穫した自給飼料、又は栽培契約により購入したもの若しくは購入予定であった国産粗飼料(以下「契約国産粗飼料」という。)のうち、平成28年台風第7号等の倒伏等の被害により不足する平成28年産の自給飼料及び生産者集団等の構成員の草地等が平成28年台風第7号等により表土流出等の被害を受け不足する平成29年産の自給飼料を代替粗飼料により確保する場合であって、補助対象要件は次のとおりとする。

ア [略]

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで<u>に購入</u> した代替粗飼料に限る。

- ウ 補助対象数量は、以下により算出する。
 - A <u>平成29年度に購入した</u>代替粗飼料の数量 (kg) × TD N含有率 (%) =代替粗飼料のTDN含有量 (kg)
 - B 不足自給飼料のTDN含有量 (kg) =平成28年産不足 自給飼料のTDN含有量 (kg) -平成28年度補助対象数 量のTDN含有量 (kg) +平成29年度不足自給飼料のT DN含有量 (kg)

- ※ 平成28年産不足自給飼料のTDN含有量(kg) =平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書(以下「平成28年度実績報告書」という。)にて報告した不足数量のTDN含有量(kg)
- ※ 平成29年度不足自給飼料のTDN含有量(kg)=表 土流出等の被害により収穫不能又は減収した平成29年 産自給飼料の数量のTDN含有量(kg)+倒伏等の被害 を受けた平成28年産のサイレージのうち平成29年度 中に給与不能となった数量のTDN含有量(kg)

A≦Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量 A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち不足自給 飼料のTDN含有量相当数量を上限とする

(イ) 平成29年台風第18号の被害対策

<u>自給飼料及び契約国産粗飼料について以下により算出さ</u>れる数量の合計とする。

(自給飼料)

- <u>A</u> 代替粗飼料の購入数量 (kg) × TDN含有率 (%) = 代替粗飼料のTDN含有量 (kg)
- <u>B</u> 不足自給飼料の数量 (kg) × TDN含有率 (%) = 不足自給飼料のTDN含有量 (kg)
- ※ 不足自給飼料の数量=収穫不能数量(収穫前の被害により収穫不能となったもの)+給与不能数量(収穫

現行

- ※ 平成28年産不足自給飼料のTDN含有量(kg) =平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書(以下「平成28年度実績報告書」という。)にて報告した不足数量のTDN含有量(kg)
- ※ 平成29年度不足自給飼料のTDN含有量(kg)=表 土流出等の被害により収穫不能又は減収した平成29年 産自給飼料の数量のTDN含有量(kg)+倒伏等の被害 を受けた平成28年産のサイレージのうち平成29年度 中に給与不能となった数量のTDN含有量(kg)

A≦Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量 A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち不足自給 飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。

改正後	現行
後に被害により流失、品質劣化等し給与不能となった	
もの) -契約国産粗飼料として販売不能となった数量	
(栽培契約数量-実際の販売数量)	
A≦Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量	
A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち不足自	
給飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。	
(契約国産粗飼料)	
C 代替粗飼料の購入数量(kg)×TDN含有率(%)= 代替粗飼料のTDN含有量(kg)	
D 不足契約国産粗飼料の数量(kg)×TDN含有率(%)	
一 TRE契約国産組飼料のTDN含有量(kg)	
※ 不足契約国産粗飼料の数量=契約国産粗飼料の栽培	
契約数量ー実際に購入した契約国産粗飼料の数量(以	
下「入荷数量」という。)+給与不能数量(契約国産粗	
飼料の入荷後の被害により流失、品質劣化等し給与不	
能となったもの)	
C≦Dの場合は、Cの代替粗飼料の購入数量	
C>Dの場合は、Cの代替粗飼料の購入数量のうち不足契	
約国産粗飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。	

エ 生産者集団等が自らTMRを製造し、販売する場合にあっては、対象災害による被害を受けた構成員以外の者に販売したTMRに含まれる代替粗飼料の購入数量を全購入数量から差し引くものとする。

(4) 飼料作物の被害状況の確認

生産者集団等は、対象災害の被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、被害の種類(倒伏等の被害又は表土流出等の被害)に応じて、対象災害の発生年度の被害については別紙様式第1号の別添2飼料作物被害状況確認調書を、対象災害の発生の翌年度の被害については別添3飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。

ただし、<u>平成28年台風第7号等による</u>平成29年産の自 給飼料に係る被害状況を確認する場合にあっては、表土流出 等の被害を受けた草地等の状況を写真により明らかにすると ともに、収穫前に収穫量の調査を行うことにより被害後の単 収を算定するものとする。

なお、生産者集団等が前年度において飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得た場合であって、被害状況に変更がない時は、<u>前</u>年産に係る確認を省略できるものとする。

現 行

エ 生産者集団等が自らTMRを製造し、販売する場合にあっては、<u>平成28年台風第7号等の</u>被害を受けた構成員以外の者に販売したTMRに含まれる代替粗飼料の購入数量を全購入数量から差し引くものとする。

(4) 飼料作物の被害状況の確認

生産者集団等は、平成28年台風第7号等の被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、被害の種類(倒伏等の被害又は表土流出等の被害)に応じて別紙様式第1号の別添2飼料作物被害状況確認調書(平成28年産)又は別添3飼料作物被害状況確認調書(平成29年産)を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。ただし、平成29年産の自給飼料に係る被害状況を確認する場合にあっては、表土流出等の被害を受けた草地等の状況を写真により明らかにするとともに、収穫前に収穫量の調査を行うことにより被害後の単収を算定するものとする。

なお、生産者集団等が前年度において飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得た場合であって、被害状況に変更がない時は、平成28年産に係る確認を省略できるものとする。

改正後	現行
2 事業の実施期間 この事業の実施期間は、平成28年度から平成29年度とする。	2 事業の実施期間 この事業の実施期間は、平成28年度から平成29年度とする。
第3~第9〔略〕	第3~第9〔略〕

附 則 (平成29年10月27日付け ホ粗緊事 No. 036号)

- 1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成29年9月15日から適用する。
- 2 この要領の改正以前に実施した第1の事業については、この要領による改正前の規定はなお効力を有するものとする。

	改正	三後		現行									
別表〔略〕				別表〔略〕									
別紙様式第1号 [略] 1~4 [略] 5 添付書類 (1)・(2) [略] (3)別紙様式第1号の (4) [略]	別添2 <u>又は</u>	<u>切添</u> 3			別紙様式第1号 [略] 1~4 [略] 5 添付書類 (1)・(2) [略] (3) 別紙様式第1号の別添2 <u>及び</u> 3 (4) [略]								
別紙様式第1号の別添1					別紙様式第1号の別添1								
平成年度	度粗飼料確保	緊急対策事	業実施計画		平成 年度粗飼料確保緊急対策事業実施計画								
 1 サイレージ品質低下防止	対策				1 サイレージ品質低下防止対策								
生産者 構成員	積算基礎				生 産 者 構成員名 積算基礎								
集団等名	積算		積算		集団等		*	積算		積算			
	基礎A		基礎B					基礎A		基礎B			
	〔略〕	略〕	_ <u>(</u> 被害後 <u>)</u> 単収 (kg/ha) ④	[略]				[略]	[略]	被害後 単収 (kg/ha) ④	〔略〕		
습計	-	_		_	合計			_	_	-	_		

改正後	現行
(注) 1 事業費は、②≦⑤の場合 <u>は</u> ①の小計の額、②>⑤の場合 <u>は</u> ①の小計×	(注) 1 事業費は、②≦5の場合①の小計の額、②>5の場合①の小計×5の
⑤の小計/②の小計 により得た額とする。	小計/②の小計により得た額とする。
2 単収は、対象災害の発生年度においては農林水産省「作物統計(平成	2 被害後単収は、収穫量調査により算定した値を用いること。
24年~平成28年)」の北海道の値のうち中庸3年の単収の平均値を用	
いることとし、対象災害の発生の翌年度においては被害後単収として	
収獲量調査の値を記入する。	
3 複数の対象災害により被害を受けた場合は、対象災害ごとの数量がわ	
かるように記載すること。	
4 発酵促進資材等の効果、処理能力が分かる資料(パンフレット等)の	 3 発酵促進資材等の効果、処理能力が分かる資料(パンフレット等)の
写しを添付すること。	写しを添付すること。

2 代替粗飼料の確保対策

(1)<u>-1</u> 平成28年台風第7号等の被害による平成28年産及び29年産自 給飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算

表 〔略〕

(注) 1 [略]

- 3 [略]
- 4 TDN% (原物) は日本標準飼料成分表 (2009 年版) の値または分析値を用いること。
- 5 単収の平年値は、農林水産省「作物統計(平成23年~平成27年)」 の北海道の値のうち中庸3年の単収の平均値を用いることとし、被 害後単収は、収穫量調査により算定した値を用いること。

現 行

2 代替粗飼料の確保対策

(1) 平成28年産及び29年産自給飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算

表 〔略〕

(注) 1 [略]

3 〔略〕

4 単収の平年値は、農林水産省「作物統計(平成23年~平成27年)」 のうち中庸3年の単収の平均値を用いることとし、被害後単収は、収 穫量調査により算定した値を用いること。

(1) -2 平成29年台風第18号の被害により不足する自給飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算

〔新設〕

現行

生	構成	補助		積算基礎																		
生産者		対象		積第	基礎 A			<u>積算基礎 B</u>										<u>不足</u>				
集団等	名	数量							a 収穫7	能数量				b 給与不	能数量			契約国際	全粗飼料販	売不能数量	畫	<u>数量</u>
等		(kg)	<u>代替</u>	購入	TDN%	<u>TDN</u>	被害	被害面積	単収	収穫	TDN%	<u>TDN</u>	被害	給与	TDN%	<u>TDN</u>	被害	栽培	販売	TDN%	<u>TDN</u>	(TDN)
			粗飼料	数量	(原物)	含有量	作物名	<u>のうち収</u>	(kg/	不能	(原物)	含有量	作物名	不能	(原物)	含有量	作物名	契約	数量	(原物)	含有量	<u>(kg)</u>
			<u>名</u>	(原物)	<u>2</u>	_(kg)_	_(収穫	種不能面	<u>ha)</u>	数量	<u>®</u>	_(kg)_	_(収穫	数量	<u>11)</u>	(原物)	_(収穫	数量	_(kg)_	<u>15</u>	(kg)	<u>17=9+</u>
				(kg)		<u>3=1)×</u>	<u>体系)</u>	<u>積</u>	<u>6</u>	_(kg)		<u>9=7</u>	<u>体系)</u>	(kg)		_(kg)	<u>体系)</u>	_(kg)_	<u>(14)</u>		<u>16= (13</u>	12-16
				<u>1</u>		<u>2/100</u>		(ha) (5)		<u>7=5×</u>		<u>×®</u>		<u>10</u>		<u>12=10×</u>		<u>13</u>			<u>-(14)</u> ×	
										<u>⑥</u>		<u>/100</u>				<u>11)/100</u>					<u>15/100</u>	
			<u>/</u> /計		<u>-</u>		=		_		=		=		=		_			_		
			<u>//計</u>		_ _		_				_		_		_		_			_		
合				=	=	=	=	_	=	_	=	=	=	=	=	=	=		=	=	=	_
<u>計</u>																						

⁽注) 1 補助対象数量は、③≦⑪の場合は①の小計により、③>⑪の場合は①の小計×⑪の小計/③の小計 により得た数量とする。

² TDN% (原物) は日本標準飼料成分表 (2009 年版) の値または分析値を用いること。

³ 単収は、農林水産省「作物統計(平成24年~平成28年)」の北海道の値のうち中庸3年の単収の平均値を用いること。

(1)-3 平成	(1) -3 平成29年台風第18号の被害により不足する契約国産粗飼料の代替粗飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算											〔新設〕		
生	構							積算基礎						
生産者	成	抽出地布		積算基	C C C					積算基礎D				
集団等	名	補助対象	代替粗飼料	購入数量	TDN%	TDN 含有量	栽培契約	栽培契約	入荷数量		不足数量	TDN%	不足数量	
		<u>数量</u>	<u>名</u>	(原物) (kg)	(原物)	(kg)	作物名	<u>数量</u>	(kg)	うち給与不	(原物) (kg)	(原物)	(TDN) (kg)	
		(kg)		<u>①</u>	<u>2</u>	<u>3=1×2</u>		(kg)	<u>⑤</u>	能数量(kg)	<u> </u>	<u>®</u>	<u> </u>	
						<u>/100</u>		<u>4</u>		<u></u>	<u>⑥</u>		<u>/100</u>	
			<u>小計</u>		=		_	_	=	=	_			
			<u>小計</u>					_	_	_	_	_		
合計													_	

⁽注) 1 補助対象数量は、③≤⑨の場合は①の小計により、③>⑨の場合は①の小計×⑨の小計/③の小計 により得た数量とする。

² TDN% (原物) は日本標準飼料成分表 (2009 年版) の値または分析値を用いること。

³ 栽培契約数量を明記している契約書等を添付すること。

改正後	現行							
(2) [略]	(2) [略]							
別紙様式第1号の別添2 飼料作物被害状況確認調書(平成年産)	別紙様式第1号の別添2 飼料作物被害状況確認調書 <u>(平成28年産)</u>							
生產者集団等名	生產者集団等名							
1~3 [略] <u>(記載注意) 本様式は対象災害の発生年産の被害状況の確認結果を記すこと。</u>	1~3 [略]							
別紙様式第1号の別添2の別添	別紙様式第1号の別添2の別添							
構成員の飼料作物に係る被害状況	構成員の飼料作物に係る被害状況							
氏	氏							
大								

改正後	現行
別紙様式第1号の別添3	別紙様式第1号の別添3
飼料作物被害状況確認調書(平成年産)	飼料作物被害状況確認調書 (平成29年産)
生産者集団等名	生産者集団等名
1~3 [略] (記載注意) 本様式は対象災害発生の翌年産における被害状況の確認結果を記すこと。	1~3 〔略〕
別紙様式第1号の別添3の別添〔略〕	別紙様式第1号の別添3の別添〔略〕
別紙様式第2号~別紙様式第5号〔略〕	別紙様式第2号~別紙様式第5号〔略〕